保存版

浄化槽を設置･使用される方へ

～市内の浄化槽設置等に係る手引き～

＜浄化槽に係る手続き＞ － 必要に応じて手続きしてください －

☆ 浄化槽を設置するとき （建築確認申請書)(浄化槽設置届出書）
☆ 浄化槽の使用を開始するとき （浄化槽使用開始報告書）
☆ 浄化槽の管理者が変わったとき （浄化槽管理者変更報告書）
☆ 浄化槽の使用を廃止するとき （浄化槽使用廃止届出書）
☆ 浄化槽の維持管理をするとき （保守点検･清掃･法定検査）

この手引きは、建築確認関係書類、浄化槽の説明書や保守点検記録票などと一緒に大切に保存し、必要に応じてご利用ください。

町田市下水道部

浄化槽問い合わせ窓口一覧

◆ 建築確認を伴う市内の浄化槽設置について

市の建築主事又は指定確認検査機関

◆ 建築確認申請を伴わない市内の浄化槽設置について

町田市下水道部下水道整備課　浄化槽係
電話　　042－724－4306(直通)
FAX　　050－3161－6537
〒194-8520　東京都町田市森野２－２－22

◆ 浄化槽の保守点検・清掃に関すること

町田市下水道部下水道整備課　浄化槽係　（上記参照）

◆ 法定検査の申し込み

東京都知事指定検査機関
公益財団法人　東京都環境公社　多摩分室
電話　　042－595－7982
FAX　　042－595－7983
〒190-0022 東京都立川市錦町４－６－３
東京都立川合同庁舎3階　多摩環境事務所内

◆ 浄化槽放流水の地下浸透に関すること

東京都多摩環境事務所　環境改善課　水質係
電話　042－523－3171(内線5544)
〒190-0022　東京都立川市錦町4-6-3

◆ 目　次 ◆

浄化槽の設置・使用に係る手続き等の流れ …… 1

1. 浄化槽を適正に設置・使用し、川や海などの水環境を保全しましょう …… 2
- ❖ 浄化槽とは
- ❖ 浄化槽のしくみ
- ❖ 浄化槽の正しい使い方

2. 町田市に浄化槽を設置する上での留意点 …… 4
- ❖ 浄化槽に関する手続きをされる事業者の方へ
- ❖ 高度処理型浄化槽の設置について
- ❖ 浄化槽の設置工事について
- ❖ 浄化槽放流水の地下浸透について

3. 浄化槽を設置する際の手続き …… 5
- ❖ 建築確認を伴う場合
- ❖ 建築確認を伴わない場合

4. 浄化槽の設置が完了した後の手続き …… 6
- ❖ 浄化槽管理者への関係書類の引継ぎ
- ❖ 浄化槽の使用を開始するとき
- ❖ 浄化槽管理者が変わるとき
- ❖ 浄化槽の使用を廃止するとき

5. 浄化槽の維持管理に必要な手続き等 …… 7
- ❖ 保守点検
- ❖ 清掃
- ❖ 法定検査
- ❖ 保守点検及び清掃の記録の保存

6. 記入例等 …… 11
- ❖ 浄化槽カード
- ❖ 町田市浄化槽の設置及び管理に関する要綱　別表第 1
- ❖ 東京都生活排水対策指導要綱　別表第 1

7. 様式類 …… 15
- ❖ 浄化槽設置届出書
- ❖ 町田市浄化槽管理者変更報告書
- ❖ 浄化槽使用廃止届出書
- ❖ 浄化槽カード
- ❖ 浄化槽使用開始報告書

浄化槽の法定検査について(7条検査申込書) …… 26

浄化槽災害時チェックシート …… 29

浄化槽の設置・使用に係る手続き等の流れ

建築確認を伴う場合　　**建築確認を伴わない場合**

設置時

法定検査（7 条検査）申込（前納）

建築確認窓口にて
浄化槽関係書類提出

町田市にて
浄化槽設置届提出

工事実施（都知事への登録・届出がある業者へ依頼）

設置完了後

・工事業者から浄化槽管理者への関係書類の引継ぎ
・市への浄化槽使用開始報告書の提出
・（建物購入等のとき）市への浄化槽管理者変更届の提出
・（浄化槽の入れ替え等の場合）市への廃止浄化槽の廃止届の提出
・保守点検契約（市長登録業者に委託）の締結

使用開始後

法定検査（７条検査）**の受検**

浄化槽の維持管理三大義務

① 保守点検　　一般家庭で年 3～4 回
② 清　　掃　　一般家庭で年１回以上
③ 法定検査　　年１回（１１条検査）

その他の届出

・相続や売買等により浄化槽管理者が変わったとき→**浄化槽管理者変更報告書**の提出
・下水道接続等で浄化槽の使用をやめたとき→**浄化槽使用廃止届出書**の提出

1　浄化槽を適正に設置・使用し、川や海などの水環境を保全しましょう

❖　浄化槽とは

浄化槽は、下水道が普及していない地域で快適な生活を送るために、トイレの汚水や台所・洗濯・風呂等の生活排水をきれいにして、川や海などに放流する大切な施設です。

しかし、浄化槽は適正に設置・使用されなければ、十分な機能を発揮せず、悪臭や衛生面での問題を引き起こします。また、処理が不十分な放流水は、周辺の川だけでなく、東京湾など海にも流れ込むため、東京全体の水環境の悪化にもつながります。

したがって、浄化槽の設置・使用については、国の法律（浄化槽法）や東京都の規則などが設けられています。浄化槽に関わる規則に従い、適正に設置し、使用することで、生活環境を保全する仕組みとなっています。

この手引きを読んで、**浄化槽を適正に使用し、清潔で安全な住環境の整備と、川や海などの浄化にご協力ください。**

❖　浄化槽のしくみ

浄化槽は、生活排水に含まれる汚れの原因となる浮遊物や有機物を沈殿させたり、微生物の働きにより分解したりして、きれいにする施設です。

家庭から出た生活排水は、まず浄化槽の嫌気ろ床槽（あるいは脱窒ろ床槽）と呼ばれる槽に入ります。ここでは、浮遊物を分離除去したり、空気を必要としない微生物が住んでいて、生活排水中の有機物を食べて分解したりしています。

次の槽は、接触ばっ気槽といいます。ここでは、空気を必要とする微生物が住んでいて、ここでさらに有機物を分解しています。

最後の槽は沈殿槽・消毒槽です。沈殿槽では、接触ばっ気槽で浄化された水に含まれる汚泥を沈殿させ、上澄液だけを消毒槽に送ります。消毒槽では、上澄液を塩素剤で消毒し、衛生的に安全な水にしてから放流します。なお、高度処理型浄化槽（窒素除去型）では、接触ばっ気槽の水を脱窒ろ床槽へ送り返し、微生物の働きにより窒素を除去しています。

合併処理浄化槽　トイレの汚水の他、台所、洗濯、風呂の排水を併せて処理する浄化槽です

例）嫌気ろ床接触ばっ気方式

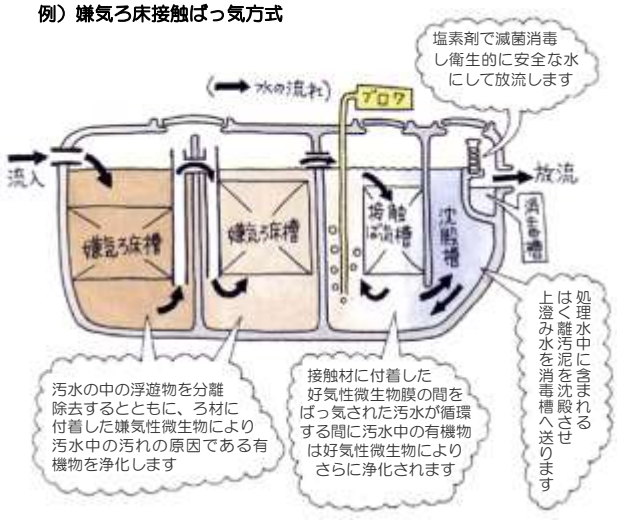

高度処理型浄化槽

（窒素除去型）

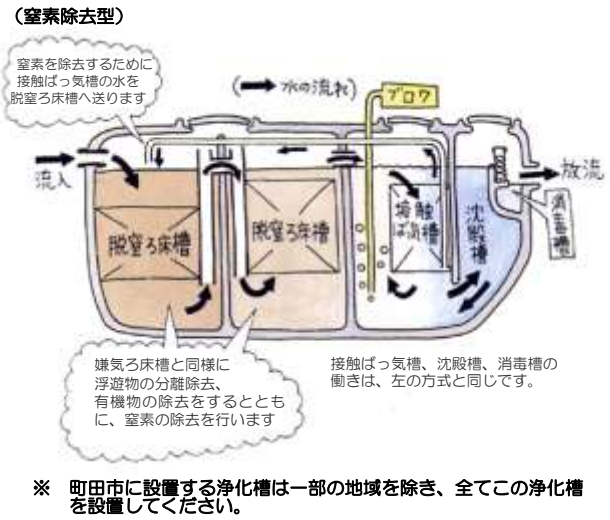

※　**町田市に設置する浄化槽は一部の地域を除き、全てこの浄化槽を設置してください。**

❖　浄化槽の正しい使い方

浄化槽を正しく使うことで、浄化槽内で働く微生物が元気になり、きれいな水が放流されます。ちょっとした心遣いを持って、微生物に元気に働いてもらいましょう。

台所では・・・

使った油や生ごみを流さないでください。鍋や皿の汚れは紙で拭いてから洗いましょう。

洗濯では・・・

洗剤・漂白剤は適量を使いましょう。

トイレでは・・・

トイレットペーパーを使いましょう。JIS 規格トイレットペーパーであれば市販の再生品も使えます。

浄化槽では・・・

コンセントからプラグを抜いてはいけません。

空気が送り込まれないと微生物が死んでしまいます。微生物のいなくなった浄化槽では、汚水が処理されず悪臭が発生してしまいます。

マンホールの上に物を置いてはいけません。

浄化槽の上に重いものを置くと、浄化槽が破損してしまいます。 また、保守点検や清掃に支障をきたします。

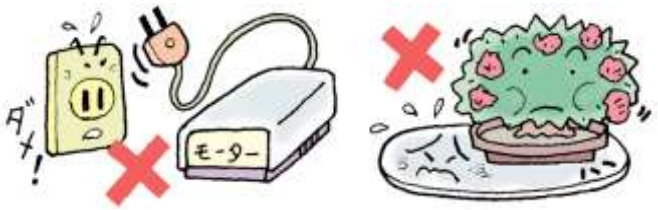

2　町田市に浄化槽を設置する上での留意点

❖　浄化槽に関する手続きをされる事業者の方へ

この手続きは非常に重要です。浄化槽関係事業者の方は、浄化槽のプロとして、浄化槽管理者に対して、適正な手続きや使用方法等をアドバイスするようご協力をお願いします。

❖　高度処理型浄化槽の設置について

東京湾での赤潮の発生など富栄養化を防ぐため、東京湾に流れ込む河川地域にお住まいの方には、窒素やりんを除去できる高度処理型浄化槽（「東京都生活排水対策指導要綱　別表第1」 P14 参照）を設置していただいています。東京湾をきれいにするためにぜひ守ってください。

❖　浄化槽の設置工事について

浄化槽の設置工事は必ず都知事への登録・届出を行っている工事業者に依頼してください。工事業者については、下記問い合わせ先に確認してください。

問い合わせ先　　東京都都市整備局市街地建築部建設業課事務係
電話　03－5388－3352

❖　浄化槽放流水の地下浸透について

東京都では、浄化槽放流水の地下浸透を原則禁止しております。しかし、浄化槽の設置場所の近くに、放流できる水路や側溝等がない場所では、「東京都合併処理浄化槽放流水の地下浸透に関する指導要綱」に適合する条件での浄化槽の地下浸透を認めています。

地下水が汚染されることを防ぐため、この要綱に基づく適正な手続きを行ってください。

なお、浄化槽の放流水を地下浸透する場合、水路や側溝等に放流する場合と設置基準等が異なります。また、東京都と事前に協議を行い、事前協議確認書の交付を受ける必要があります（島しょ地域では省略できる場合があります）。詳細については、下記問い合わせ先に確認してください。

問い合わせ先　　東京都多摩環境事務所　環境改善課　水質係
電話　042－523－3171　内線5544

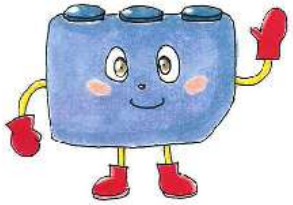

じょうかそうくん

3 浄化槽を設置する際の手続き

❖ 建築確認を伴う場合

1 建築確認が必要な住宅の新築や増改築に伴い浄化槽を設置するとき

☆ 提出書類　「町田市浄化槽の設置及び管理に関する要綱　別表第1」(P13 参照)に記載する添付書類を建築確認申請書と一緒に提出してください。

☆ 窓　　口　市の建築主事又は民間指定確認検査機関

2 建築確認済証受領後、浄化槽設置の内容に変更が生じたとき

▪ 浄化槽の機種や人槽などを変更したとき

☆ 提出書類　建築確認申請した時と同様に、変更した内容で「町田市浄化槽の設置及び管理に関する要綱　別表第1」(P13 参照)に記載する添付書類を提出してください。

☆ 窓　　口　建築確認申請をした窓口

▪ 設置前に下水道に接続したり、建築を取りやめたりした場合

☆ 提出書類　浄化槽使用廃止届出書(P20 参照)

☆ 窓　　口　町田市下水道部下水道整備課　浄化槽係(表紙裏面参照)

建築確認手続きが終わると、浄化槽は設置されるものとして町田市に登録されます。しかし、下水道に接続するなど、浄化槽の設置を取りやめていながら、その届出が行われていない(廃止届けが未届の)場合、市から指導されることになります。

浄化槽法では、**浄化槽の使用を廃止した日から、30日以内に浄化槽使用廃止届出書を提出しないと、5万円以下の過料に処せられることがあります。(浄化槽法第11条の2及び第68条)忘れずに廃止の届出をしてください。**

3 注意事項

以下の書類については、**未提出や記入漏れが多い**ため、特に注意をお願いします。

▪ 浄化槽カード(P22 参照)

P11 の記入例を参考に必要事項を記載し、必ず提出してください。

浄化槽カードが提出されないと？

建築確認申請時に提出されないと、市では浄化槽の設置が確認できません。その結果、町田市の浄化槽台帳に登録されていない**無届の浄化槽**となります。

このような浄化槽は、適正な維持管理指導ができないばかりか、**市の浄化槽清掃費用の補助が受けられない場合があります。**

建築確認や浄化槽設置の手続きをされる事業者の方は、必ず建築確認の窓口に提出してください。十分な配慮をお願いします。

▪ **法定検査（7条検査）の申込（P26 参照）**

浄化槽法第7条に定める検査を事前に申し込み、その検査手数料の**振替払込請求書兼受領証の写し**を「浄化槽カード」の裏面に貼り付けてください。

❖ 建築確認を伴わない場合

建築確認を必要としない浄化槽の設置（くみ取り便所から浄化槽への切り替え、浄化槽の更新又は、建築確認が必要のない地域での工事など）が対象となります。

☆ 提出書類　「浄化槽設置届出書」（P16 参照）と共に「町田市浄化槽の設置及び管理に関する要綱　別表第1」（P13 参照）に記載する添付書類を提出してください。

☆ 窓　　口　町田市下水道部下水道整備課　浄化槽係（表紙裏面参照）

4　浄化槽の設置が完了した後の手続き

❖ 浄化槽管理者への関係書類の引継ぎ

浄化槽が設置された建売住宅を購入した方や、住宅の新築・増改築により浄化槽を設置した方は、必ず購入した住宅販売業者や工事業者などから浄化槽の説明を受けるとともに、浄化槽関係書類（各種報告・届出様式・浄化槽取扱説明書等）の引渡しを受けてください。

設計事務所及び不動産事業者等の方へ

浄化槽工事が完了し、新しい所有者に引渡す際、浄化槽法に基づく諸手続きや浄化槽の使用方法など、浄化槽を使用するに当って必要な説明や取扱説明書などの引継ぎを必ず行ってください。

新しい所有者が手続き漏れ等により、不利益を被ることのないようお願いします。

引渡しを受け、浄化槽を所有した方（浄化槽管理者）は、以下の手続きが必要です。

❖ 浄化槽の使用を開始するとき（浄化槽法第10条の2第1項）

☆ 提出書類　浄化槽使用開始報告書（P24 参照）

☆ 窓　　口　町田市下水道部下水道整備課　浄化槽係（表紙裏面参照　郵送可）

必ず、浄化槽の使用開始日から30日以内に、「浄化槽使用開始報告書」に必要事項を記載し、提出してください。

❖ 浄化槽管理者が変わるとき（浄化槽法第１０条の２第３項）

☆ 提出書類　浄化槽管理者変更報告書（P18 参照）

☆ 窓　　口　町田市下水道部下水道整備課 浄化槽係（表紙裏面参照　郵送可）

住宅販売業者等から浄化槽が設置されている建物を購入した場合、町田市に登録されている浄化槽管理者の名義は、住宅販売業者のままになっています。「浄化槽管理者変更報告書」に必要事項を記載し、提出してください。

また、相続や売買等により建物の所有者が変わり、浄化槽管理者を変更した場合も、この手続きが必要です。

浄化槽管理者変更報告書が提出されないと？

実際に浄化槽を使用している方が、浄化槽管理者として登録されていないので、**浄化槽清掃費用の補助制度等が受けられなくなる可能性があります。**

また、市からのお知らせが、変更前の所有者（前浄化槽管理者）に送付され、迷惑をかけることとなりますので、必ず手続きをお願いします。

❖ 浄化槽の使用を廃止するとき（浄化槽法第１１条の２）

☆ 提出書類　浄化槽使用廃止届出書（P20 参照）

☆ 窓　　口　町田市下水道部下水道整備課 浄化槽係（表紙裏面参照　郵送可）

下水道への接続、建物の建替え等により新しい浄化槽に切り替えたりして、既設の浄化槽を廃止した時は、廃止の届出が必要になります。「浄化槽使用廃止届出書」に必要事項を記載し、提出してください。

浄化槽使用廃止届出書が提出されないと？

浄化槽法では、**浄化槽の使用を廃止した日から３０日以内に届出を行わないと、５万円以下の過料**に処せられることがあります。（浄化槽法第１１条の２及び６８条）。必ず浄化槽使用廃止届出書を提出してください。

５　浄化槽の維持管理に必要な手続き等

浄化槽は、微生物の働きを利用して、トイレの汚水や生活排水をきれいにする施設です。微生物が活動しやすい環境を保つように維持管理することが必要です。浄化槽法では、適正な維持管理のため、浄化槽管理者について**「保守点検」「清掃」「法定検査」の３つの義務**が定められています。

環境を保全し、浄化槽の機能を十分に発揮しながら、長期間お使いいただくためにも、この３つの義務を遵守してください。

❖ 保守点検（浄化槽法第8条及び第10条）

浄化槽の型式に応じて、浄化槽法に定められた回数で、点検、調整、簡易な補修、清掃時期の判断、消毒剤の補充などを行う作業が保守点検です。使用開始前には、使用人数に合わせて機器類を調整するほか、定期的な保守点検の実施が必要です。

保守点検は、浄化槽管理者が自ら行うか、町田市長の登録を受けた保守点検業者（以下「市登録保守点検業者」という。）に委託することができます。専門的な知識や技術が必要となりますので、市登録保守点検業者に委託し、実施してください。

<保守点検回数>

浄化槽の種類	処理対象人員 20 人以下	処理対象人員 21 人以上 50 人以下
合併処理浄化槽	4 ヶ月に 1 回以上	3 ヶ月に 1 回以上

※保守点検回数は処理方式により異なる場合がありますので、下記問い合わせ先、あるいは市登録保守点検業者等にご確認ください。

市登録保守点検業者一覧は、ホームページでもご覧になれます。

町田市 ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ ⇨ 暮らし（水道・下水道） ⇨ 下水道 ⇨ し尿処理・浄化槽 ⇨ 浄化槽の維持管理

保守点検に関する問い合わせ先　**町田市下水道部下水道整備課　浄化槽係**
電話　042－724－4306

保守点検業者との契約にあたってのご注意

保守点検を行わないと、故障や清掃時期に気付かず、修理費の増大や悪臭の発生など思わぬ負担を招く結果となります。市登録保守点検業者との契約に際しては、契約内容について、以下の点をしっかり確認し、説明を受けてから契約してください。

① 点検の内容及び回数
② 点検費用
③ 契約内容にない事が生じた場合の業者側の対応（協議事項）について

もし、保守点検の受託者が実際に保守点検をせず、問題が発生した場合、保守点検契約を結んだ浄化槽管理者が浄化槽法に基づき処罰されることがあります。そのようなことがないように、しっかりと契約内容や保守点検記録票を確認してください。

法定検査（P26 参照）は、保守点検と別に受検する必要があります。もし、「うちで保守点検をすれば、法定検査を受けなくていい」といった法律違反をすすめる業者がいましたら、すぐに町田市へ通報してください。

❖ 清　掃（浄化槽法第10条）

浄化槽を使っていると、汚泥やスカム等（以下「汚泥等」という。）が溜まってきます。汚泥等を引き出し、槽内を洗浄する作業が清掃です。清掃を行わないと、大量の汚泥等が溜まり、浄化槽の機能低下や汚泥等が直接放流し、処理水質の悪化、悪臭の発生を引き起こします。清掃は、前記の保守点検時の状況により実施時期を判断し、年１回以上（浄化槽の種類や使用人数等によって異なる場合があります。）実施するように定められています。町田市許可業者に委託し実施してください。

清掃に関する問い合わせ先	**町田市下水道部下水道整備課　浄化槽係** **電話　042－724－4306**

町田市許可業者清掃の申し込み先	**（株）関東総業** **電話　042－774－6780** **（株）三櫻** **電話　0120－301－407** **（株）町田清掃社** **電話　042－758－6413**

保守点検・清掃を行わないと？

汚泥が流出したり、悪臭が発生したりすると、ご近所からの苦情につながりますので、十分にご注意ください。

❖ 法定検査（浄化槽法第7条、第11条）

浄化槽が適正に設置・管理され、本来の機能を十分に発揮しているかどうかを確認するための検査です。日頃の保守点検や清掃の状況、水質を検査します。

安心して浄化槽を使い続けるために、この法定検査を必ず受検してください。

・設置後の検査（7条検査）…使い始めて3ヶ月を経過した日から5ヶ月以内の浄化槽検査

建築確認申請時や浄化槽設置届出時には、事前に申込書（払込取扱票）により申し込みをしてください。

・定期検査（11条検査）…設置後検査（7条検査）の後、毎年１回の浄化槽検査

下記の指定機関へ直接お申し込みください。

法定検査申し込み先	**（公財）東京都環境公社　多摩分室** **電話　042－595－7982** **FAX　042－595－7983** **住所　東京都立川市錦町４－６－３** **東京都立川合同庁舎3階　多摩環境事務所内**

法定検査は、都知事が指定した指定検査機関「公益財団法人　東京都環境公社　多摩分室」が行います。法定検査受検後、皆様に検査結果をお知らせします。**問題点がある場合には、保守点検業者や工事業者などに相談し改善してください。**

また、検査結果は、町田市にも報告され、生活環境上大きな支障を及ぼすと考えられる場合には、市から浄化槽管理者の方に改善の指導をさせていただきます。

法定検査を受けないと？

浄化槽の工事や維持管理の不具合が発見できず、将来、浄化槽が傾いたり、配管が詰まったりして、修繕や維持に多額の費用を要することがあります。

浄化槽法では浄化槽を適正に機能させるために、工事や維持管理等の様々な基準が定められています。

この基準どおりに浄化槽が設置され、維持管理されているか判断するために、建築・設計や点検・調整などの高度な専門知識が必要です。

このため、専門知識を有した第三者による客観的な検査として、法定検査の制度があります。浄化槽の不具合を早期に発見し、浄化槽を正常かつ長くお使いになるためにも、法定検査の受検をお願いします。

平成18年2月より浄化槽法が改正され、法定検査未受検者には罰則が適用される場合があります（浄化槽法第 66 条の 2）。法定検査を必ず受検してください。

❖ 保守点検及び清掃の記録の保存（浄化槽法施行規則第5条第8項）

保守点検や清掃の記録は、**3年間保存するよう義務づけられています。**
ファイル等で保管し、法定検査等必要なときにすぐに取り出せるようにしてください。

保守点検及び清掃の記録を保存しないと？

浄化槽法では、浄化槽を適正に維持管理することが求められています。記録を保管せず、また町田市の確認検査を拒む場合には、最高30万円の罰金に処せられる場合があります（浄化槽法第64条）。

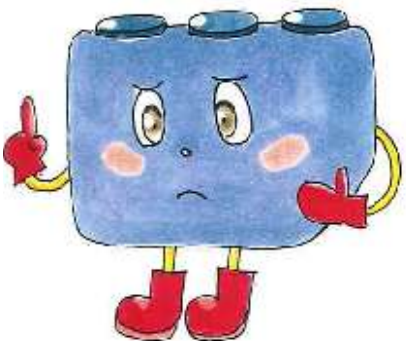

6 記入例等

❖ 浄化槽カード

【浄化槽カード表面】

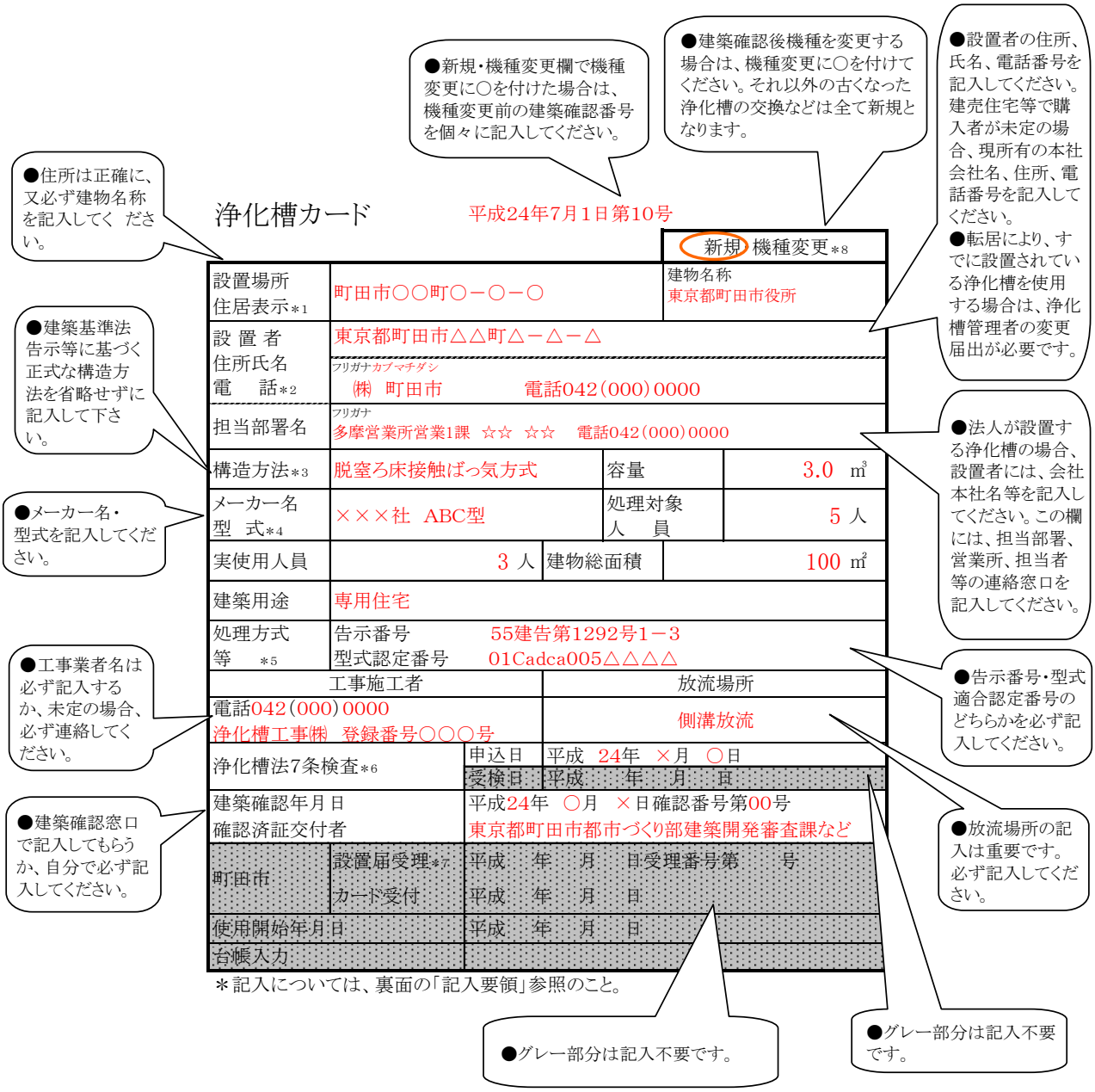

【浄化槽カード裏面】

浄化槽カード記入例：裏

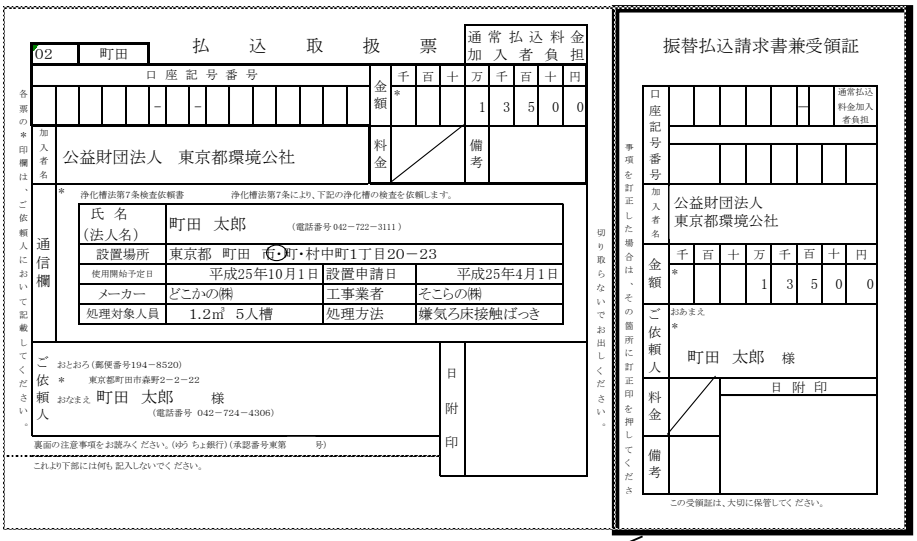

ゆうちょ銀行・郵便局で振込み後、この部分の写しを貼り付けてください。

7条検査受検申込済書（写）貼付欄＊9 ←この枠内にのりを塗って貼付してください。

処理フロー ＊10				
各槽・室名称			m³	有効容量
			m³	
			m³	
			m³	
			m³	
			m³	

●現場打ちで設置する浄化槽などは、＊10に注意して記入してください。

＊ 記入要領

表 面

＊1 「設置場所住居表示」欄で、住居表示が決まっていない場合は、地番等を記入すること。
建物名称も必ず記入すること。

＊2 「設置者」欄は、法人の場合には、法人名及び本社所在地・電話番号を記入すること。
また、「担当部署名」欄内、直接の担当支店・営業所・部課名、担当者名連絡先等を記入すること。

＊3 「構造方法」欄は、建築基準法関係告示の「○○方式」等の構造方法を記入すること。

＊4 「名称」欄は、メーカー名及び型式を記入すること。

＊5 「処理方法等」欄は、告示番号等を記入すること。

＊6 「浄化槽法7条検査」欄は、法定検査受検申込日を記入すること。

＊7 ▒▒▒▒▒▒▒▒ の部分は、記入の必要はありません。（行政使用欄）

＊8 機種変更の場合は、○を付け、空欄に機種変更前の建築確認番号等を記入して下さい。

裏 面

＊9 「7条検査受検申込済書（写）」を添付すること。

＊10 浄化槽法第13条の規定による国土交通大臣の認定を受けていない浄化槽を設置する場合は、
「処理フロー」「各槽・室名称」「有効容量」を記入すること。それ以外は記入の必要はありません。

❖ 町田市浄化槽の設置及び管理に関する要綱（浄化槽設置手続時の添付書類）

別表第1（第 4 条関係）

1. 法第 13 条の規定による国土交通大臣の認定を受けた浄化槽を設置し、又はその構造若しくは規模を変更する場合

添 付 書 類	部 数	
	法の規定による届出	基準法の規定による確認申請等
(1)建築物の平面図（配置図及び配管図を含む。）	3 部	2 部
(2)付近の見取図	3 部	2 部
(3)型式適合認定書（別添仕様書及び図面を含む。）又は型式部材等製造者認定書の写し	3 部	2 部
(4)道路や河川等を使用する場合は、道路占用許可書、河川放流の確認書等の写し	3 部	2 部
(5)浄化槽法第 7 条検査依頼書払込票兼受領証の写し	1 部	1 部
(6)浄化槽カード（P22 参照）	1 部	1 部
(7)第 3 第 3 号イに該当するときは、事前協議確認書	3 部	2 部
(8)前各号に揚げるもののほか市長又は建築主事が必要と認める図書	3 部	2 部

注記省略

2. 法第 13 条の規定による国土交通大臣の認定を受けていない浄化槽を設置する場合

添 付 書 類	部 数	
	法の規定による届出	基準法の規定による確認申請等
(1)浄化槽の構造図、仕様書及び処理工程図	3 部	2 部
(2)設計計算書	3 部	2 部
(3)建築物の平面図（配置図及び配管図を含む。）	3 部	2 部
(4)付近の見取図	3 部	2 部
(5)道路や河川等を使用する場合は、道路占用許可書、河川放流の確認書等の写し	3 部	2 部
(6)浄化槽法第 7 条検査依頼書払込票兼受領証の写し	1 部	1 部
(7)浄化槽カード（P22 参照）	1 部	1 部
(8)第 3 第 3 号イに該当するときは、事前協議確認書	3 部	2 部
(9)前各号に揚げるもののほか市長又は建築主事が必要と認める図書	3 部	2 部

注記省略

❖ 東京都生活排水対策指導要綱 別表第 1

地　域	処理対象人　員	構　造	処理能力(mg／ℓ)			
			BOD	COD	T－N (全窒素)	T－P (全リン)
総量規制に係る指定地域※1(町田市の一部を除く多摩地域全域)	50 人以下	建設省告示※2第1第三号に基づく構造を有するもの、またはこれと同等以上の効力を有するものとして国土交通大臣の認定を受けたもの	20	－	20	－
	51 人から 200 人	建設省告示第 9 に基づく構造を有するもの、またはこれと同等以上の効力を有するものとして国土交通大臣の認定を受けたもの	10	15	20	1
	201 人以上	建設省告示第 11 に基づく構造を有するもの、またはこれと同等以上の効力を有するものとして国土交通大臣の認定を受けたもの	10※3	15	10	1
その他の地域(町田市の一部(境川流域)及び島しょ)	50 人以下	建設省告示第 1 第一号、第二号、第三号に基づく構造を有するもの、またはこれと同等以上の効力を有するものとして国土交通大臣の認定を受けたもの	20	－	－	－
	51 人以上	建設省告示第 6 に基づく構造を有するもの、またはこれと同等以上の効力を有するものとして国土交通大臣の認定を受けたもの	20	30	－	－

※1 総量規制に係る指定地域とは、水質汚濁防止法施行令別表第 2 第一号ハに掲げる区域をいう。

※2 建設省告示とは、昭和 55 年建設省第 1292 号をいう。

※3 総量規制に係る指定地域における 201 人以上の浄化槽にあっては、併せて放流水のＢＯＤ平均目標 5 mg／ℓ も基準とする。

東京都における総量規制地域

東京湾に流入する河川流域
(東京都全域)
ただし、島しょ及び町田市の一部
(境川水域)を除く

7 様式類

別記様式第一号（第三条関係）

浄化槽設置届出書

年　　月　　日

町田市長　　様

設置者の住所
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）　　印
電話番号　　（　　）

浄化槽を設置したいので、浄化槽法第５条第１項の規定により次のとおり届け出ます。

１．設置場所の地名地番			
２．種　　類	①浄化槽法に基づく形式認定浄化槽 （名称　　認定番号　　） ②その他		
３．処理の対象	~~①し尿のみ~~　　②し尿及び雑排水		
４．当該浄化槽において処理するし尿等を排出する建築物の用途及び延べ面積	㎡		
５．処理対象人員及び算定根拠	人		
６．処　理　能　力	イ．日平均汚水量	㎥/日	
	ロ．生物化学的酸素要求量の除去率	%	
	ハ．放流水の生物化学的酸素要求量	mg	
７．放流水又は放流方法	①側溝　②河川　③湖沼　④海域　⑤地下浸透 ⑥その他（　　）		
８．工事を行う予定の浄化槽工事業者の氏名又は名称及び登録番号	氏名又は名称　　登録番号		
９．着工予定年月日	年　月　日	10．使用開始予定年月日	年　月　日
11．付近の見取図			
12．その他特記すべき事項			

行政庁記入欄

（注意）１．「都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長）特定行政庁」
２．２欄、３欄及び７欄は、該当する事項を○で囲むこと。
３．11欄は、設置位置、放流経路、放流先、方位、道路及び目標となる地物を明示すること。
４．12欄は、処理対象人員と使用予定人員が当面異なる場合にその使用人員を記入すること。

備考　１　記名押印に代えて、署名することができる。
２　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とする。

第４号様式（第４条関係）

年　　月　　日

町田市長　　様

住　所
氏　名　　印
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
電話番号　　（　　）

町田市浄化槽管理者変更報告書

浄化槽法第１０条の２第３項の規定により、次のとおり報告します。

設置場所			
浄化槽管理者	変更後	氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）	電話番号　　（　　）
		住所（法人の場合は、主たる事務所の所在地）	
	変更前	氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）	電話番号　　（　　）
		住所（法人の場合は、主たる事務所の所在地）	
変更年月日			

		受付年月日	
建築確認番号又は設置届受理番号	第　　号 年　月　日		

カード番号	

□　小型合併
□　バッキ
□　フハイ

様式第一号（第九条の三関係）

浄 化 槽 使 用 廃 止 届 出 書

年　　月　　日

町 田 市 長　　様

届　出　者

住　所

氏　名　　印

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

浄化槽の使用を廃止したので、浄化槽法第１１条の２の規定により、次のとおり届け出ます。

１　設置場所の地名地番	
２　使用廃止の年月日	年　　月　　日
３　処理の対象	①し尿のみ　　②し尿及び雑排水
４　廃止の理由	
※　事務処理欄	

（注意）

１　※欄には、記載しないこと

２　３欄は、該当する事項を○で囲むこと

備考　　１　記名押印に代えて、署名することが出来る。
　　２　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とする。

浄化槽カード

建築確認申請・浄化槽設置届出

浄化槽設置の手続き時に、浄化槽カードを提出してください。

※記入例は P11 にあります。

▼

キリトリ

浄化槽カード

			新規・機種変更＊8
設置場所 住居表示＊1			建物名称
設 置 者 住所氏名 電　話＊2		フリガナ 電話　（　）	
担当部署名		フリガナ 電話　（　）	
構造方法＊3		容量	㎥
メーカー名 型　式＊4		処理対象 人　員	人
実使用人員	人	建物総面積	㎡
建築用途			
処理方式 等　＊5	告示番号　　型式認定番号		
工事施工者		放流場所	
電話　（　）			
浄化槽法7条検査＊6	申込日	平成　年　月　日	
	受検日	平成　年　月　日	
建築確認年月日 確認済証交付者	平成　年　月　日確認番号第　号 平成　年　月　日		
町田市	設置届受理＊7 カード受付	平成　年　月　日受理番号第　号 平成　年　月　日	
使用開始年月日	平成　年　月　日		
台帳入力			

＊記入については、裏面の「記入要領」参照のこと。

7条検査受検申込済書(写)貼付欄＊9	←この枠内にのりを塗って貼付してください。

処理フロー ＊10				
各槽・室名称			m^3	有効容量
			m^3	
			m^3	
			m^3	
			m^3	
			m^3	

＊ 記入要領

表 面

＊1 「設置場所住居表示」欄で、住居表示が決まっていない場合は、地番等を記入すること。
建物名称も必ず記入すること。

＊2 「設置者」欄は、法人の場合には、法人名及び本社所在地・電話番号を記入すること。
また、「担当部署名」欄内、直接の担当支店・営業所・部課名、担当者名連絡先等を記入すること。

＊3 「構造方法」欄は、建築基準法関係告示の「○○方式」等の構造方法を記入すること。

＊4 「名称」欄は、メーカー名及び型式を記入すること。

＊5 「処理方法等」欄は、告示番号等を記入すること。

＊6 「浄化槽法7条検査」欄は、法定検査受検申込日を記入すること。

＊7 ▒▒▒▒▒▒▒▒の部分は、記入の必要はありません。(行政使用欄)

＊8 機種変更の場合は、○を付け、空欄に機種変更前の建築確認番号等を記入して下さい。

裏 面

＊9 「7条検査受検申込済書(写)」を添付すること。

＊10 浄化槽法第13条の規定による国土交通大臣の認定を受けていない浄化槽を設置する場合は、
「処理フロー」「各槽・室名称」「有効容量」を記入すること。それ以外は記入の必要はありません。

※前ページにて、キリトリ してください。

（のりしろ）　のりを塗ってください

浄化槽を設置された方へのお願い

あなたが設置した浄化槽の使用を開始したときは、
建築確認通知書又は設置届に基づき、下記の事項を
記入して３０日以内に必ず報告して下さい。

記

年　月　日

町田市長　様

住　所
氏　名　印
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
電話番号　（　）

町田市浄化槽使用開始報告書

浄化槽法第10条の2第1項の規定により、次のとおり報告します。

設置場所		
建築確認番号又は設置届受理番号		第　号
建築確認年月日又は設置届受理年月日		年　月　日
建築主又は設置者の住所及び氏名		
浄化槽の規模	処理方式	単独・合併（告示番号　）
	処理対象人員	人
使用開始年月日		年　月　日
技術管理者の氏名 （処理対象人員５０１人以上の場合のみ記入）		

―

浄化槽使用開始報告書

設置完了後、
浄化槽を使い始めたときには、必ず
使用開始報告書をご提出ください。

キリトリ後、谷折りしてください。

キリトリ

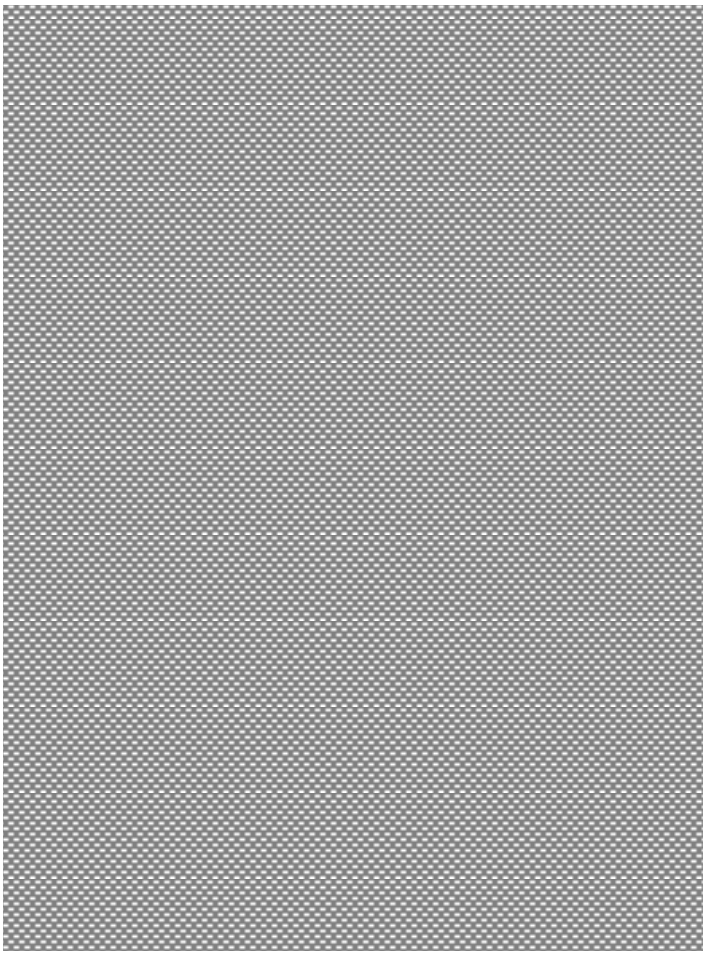

※ 前ページにて、キリトリしてください。

〒194-8520

町田市森野2丁目2番22号

町田市下水道部下水道整備課

浄化槽係

行

82円切手をお貼りください

町田市

浄化槽を設置される方へ　　重要なお知らせです。

浄化槽の法定検査について

浄化槽は、トイレや台所、風呂などから出る排水を処理して道路の側溝などに放流する、あなたの家の小さな下水処理場です。

浄化槽は、建物と一緒にこれから長く使っていくもので、最初の工事に不備があったり、維持管理が行われないと、排水を処理する機能を十分に発揮することができません。特に、工事に不備がある場合は、速やかに改善工事を行う必要があります。気づかず放置して、保証期間を過ぎてしまったりすると、かえって負担が大きくなることがあります。

しかし、施工状況や水質は自分ではなかなか判断できないものです。

そこで、**専門的な知識・技術を持った検査機関があなたのかわりに浄化槽の状態を客観的に判断するのが「法定検査」です。**「法定検査」の受検は浄化槽法によって浄化槽の管理者（持ち主の方）に義務付けられています。

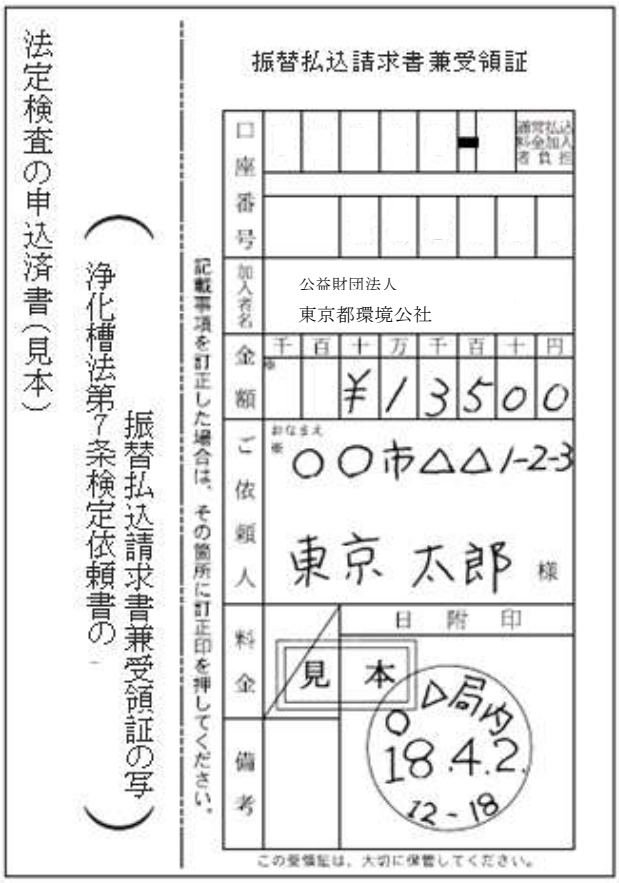

町田市では、法定検査の申込みを行っていないと、設置の届け出ができません。（町田市浄化槽の設置及び管理に関する要綱）。

申請手続きの際には、法定検査の払込金受領証の写しを添付してください。

なお、法定検査の申込みは、工事業者に委託することもできます。

浄化槽の法定検査とは

・設置後検査（法第 7 条）　・・・・浄化槽使用開始の3ヶ月後から5ヶ月以内に受検します。主に機能面に着目した検査を行います。

・毎年1回検査（法第 11 条）・・・設置後検査の後毎年 1 回受検していただく水質に関する検査です。保守点検・清掃が適正に行われているか、使用方法に間違いがないかを検査します。

浄化槽の法定検査は、「外観検査」「機能検査」「書類検査」から成り立っています。

外観検査　　機能検査　　書類検査

浄化槽の維持管理は、持ち主であるあなたの責任です。
お互いの住環境を守り、気持ちよく生活するために、浄化槽は正しく管理しましょう。

■法定検査申込先（東京都知事指定検査機関）

公益財団法人　東京都環境公社　多摩分室
〒190-0022　立川市錦町４－６－３
東京都立川合同庁舎3階　多摩環境事務所内
TEL　042－595－7982
FAX　042－595－7983

■そのほか浄化槽に関する問い合わせ先

町田市下水道部下水道整備課　浄化槽係
〒194-8520　町田市森野２－２－22
TEL　042－724－4306
FAX　050－3161－6537

浄化槽法定検査申込み方法

1　下の郵便払込取扱票が、「浄化槽法第7条検査依頼書」と、検査手数料の振込用紙をかねています。もれなく記入して、もよりの郵便局で手数料をお振込みください。

2　検査手数料は以下のとおりです。

処理対象人員	手数料	処理対象人員	手数料
5～10人	13，500円	301～500人	23，000円
11～50人	15，500円	501～1，000人	25，500円
51～100人	17，500円	1，001～5，000人	27，500円
101～200人	19，000円	5，001 人以上	29，000円
201～300人	21，000円		

※処理対象人員とは、浄化槽自体の大きさであり、実際に使用している人数ではありません。

3　検査の日は、浄化槽の使用開始から3ヶ月以降と決められています。検査の時期が近づきましたら、指定法定検査機関の検査員が電話でご連絡のうえお伺いします。

4　検査終了後、受検した方に検査結果書をお送りします。検査の結果、改善を必要とする場合、町田市が改善指導を実施します。

また、この検査を受けた後は、浄化槽法第11条の規定により、毎年一回、水質等に関する検査を受けていただくことになっています。引き続き受検をお願いします。

浄化槽災害時チェックシート

大きな地震　・　浸水　がおこったら・・・

（震度６弱以上）　（床下浸水以上）

裏面のチェック1～4で浄化槽が使えるか確かめてください。

汚水の漏れ・消毒の確認(チェック3と4)ができるまでは浄化槽は使用できません。

確認できなかったり、チェックに該当することがあったら保守点検業者に連絡してください。

浄化槽を確認するときは、

① 感電防止・衛生対策のため必ずゴム手袋などを着けようね！

② 確認するのが危険な場合は、無理をせず保守点検業者に連絡しよう！

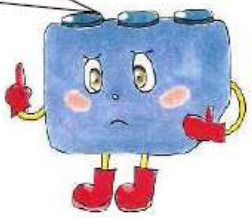

じょうかそうくん

ご自身が契約している保守点検業者名・連絡先をご記入下さい

業者名：	電話：

保守点検業者と連絡が取れない場合

（公財）東京都環境公社 電話　０４２－５９５－７９８２

町田市役所下水道整備課浄化槽係 電話　０４２－７２４－４３０６

確認で異常が見つけられなかった場合でも、次回の保守点検時にそのことを保守点検業者に伝えてね！

チェック１．漏電

□ 漏電ブレーカーが作動している

作動していたら電気保安協会か保守点検業者に連絡してください。
このまま電気を使うと感電や火災発生の恐れがあります。

チェック２．浄化槽のブロワ

□ コンセントボックス、ブロワが水没した形跡がある

□ コンセントに差さっているのに動いていない

□ 電気ケーブルが切れている

□ 作動音がいつもよりうるさい

□ 空気配管が外れたり、壊れている

このほかポンプ用のコンセントなどがある場合もあります

該当した項目があれば、ブロワのコンセントを抜き、保守点検業者に連絡してください。

チェック３．流入管・浄化槽本体からの汚水もれ

□ 流入管が外れていたり、流入管や浄化槽本体の周辺で水が漏れている

不衛生な水が地下に浸透しますので、浄化槽を使用せず、保守点検業者に連絡してください。

チェック４．消毒

□ 白い錠剤が入った筒(薬剤筒)が倒れている

薬剤筒が立てられない・見当たらない(消毒できない)場合は浄化槽を使用せず、保守点検業者に連絡してください。
倒れていても立てることができれば問題ありません。

①浄化槽のふた(放流側)をあけて・・・

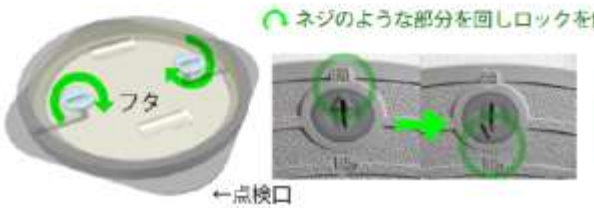

②薬剤筒を確認！この写真は平常時です。

浄化槽を設置・使用される方へ

2013 年 10 月発行

編集・発行　東京都町田市下水道部下水道整備課浄化槽係
町田市森野２－２－22
電話番号　０４２（７２４）４３０６

刊行物番号　13-44

庁内印刷　※この冊子は東京都環境局廃棄物対策部発行(2012 年 10 月)、
「浄化槽を設置・使用される方へ」を元に編集しています。